

平成26年2月定例会一般質問から

◎建設産業の育成について

Q.長野県の契約に関する条例(案)が上程されたが、条例のポイントとこれにより建設業を取り巻く環境がどのように好転するとお考えか…

A.(知事)建設産業の育成として、県民の安全・安心のために活動する事業者の育成、地域を支える建設企業の受注機会の確保や専門的な技術の継承、また、担い手の確保としては、雇用の確保や賃金が適正な水準にあることなどの労働環境の整備、等をポイントとしている。
工事箇所を考慮した地域要件の設定、地域の実情に応じた多様な入札方式の活用、過度な競争を防止するダンピング対策、等の具体的な施策について、長期的かつ統一的に取り組むことにより、地域を支える地元建設企業が将来にわたり活躍できる環境としていくことを期待している。

◎豪雪地帯をはじめとする過疎地域等における集落の保全・維持について

◎公教育を補完している学校法人等への支援について

Q.長野翔和学園の開校と今後の支援について…

A.(企画部長)長野翔和学園を誘致することで、受け入れる子どもたちの支援にとどまらず、今後、県教育委員会や私立高校との連携も積極的に進めて、発達支援の教育のノウハウを共有していく予定。県教育委員会では、発達障がい等の子どもたちへの教育支援の向上を図るため、県内の教員研修会に翔和学園から講師を派遣してもらうこと等を検討中である。翔和学園としても積極的に協力していく意向である。

Q.困難を抱えている子ども達を積極的に受け入れ、自立できるよう教育を行っている専修学校や地域のNPOへの支援について…

A.(総務部長)来年度予算案においては、高等学校の代替機能的な役割をしている専修学校の高等課程に通う生徒についても、低所得世帯に対する支援を目的とした授業料等負担軽減補助制度を適用することとし、所用の予算措置を講じ、支援の充実を図っている。

発達障がいを持つ生徒の学びの場、ひきこもりや不登校経験のある生徒の再チャレンジの場の充実は県として重要な課題として考えており、公立と私立、高校と高等専修学校、それぞれの役割や特性を踏まえ、また学校側の実情や要望を丁寧に伺いながら、支援のあり方について検討していきたい。



8/6 豊野高等専修学校の要望に同席

Q.平成19年4月から特別支援教育が高等学校においても制度化された。公立高校以外の私立やその他専修学校等に進路選択した子ども達の動向をどのように把握しているのか…

Q.NPO法人「ばーむ ぼいす」飯山教室で意見交換された際の感想を…

A.(知事)子ども達に対しては、学習支援とともに太陽の下での農作業を通じて生きる力を身につける支援も行っている。関係の皆さんの子ども達への温かな眼差しと教育への強い情熱を感じた。不登校の子どもや困難を抱えている子どもが増加する中で「ばーむ ぼいす」のような団体は、子ども達にとってかけがえのない学びの場であり、貴重な居場所だと考えている。このような取り組みは、まさに公教育を補完する必要かつ先進的な取り組みとして高く評価する。こうした活動がますます活発になることを望んでいる。こうした居場所に、県としてどう関わるべきか、向き合う時期に来ているのではないかと考えている。一連の宮本議員の発言をしっかりと受け止めさせていただきたい。そういった中で支援のあり方を検討していく。



1/22 「ばーむ ぼいす」知事ティーミーティングに同席

◎教育現場におけるスキースポーツ振興について

平成26年6月定例会一般質問から

◎障がい者への就労支援について

Q.松本市島立の県有地に開所した就労継続支援A型事業所の施設設立までの経緯と今後の展望について…

A.(健康福祉部長)障がい者の就労支援にも全国的に実績がある企業からの提案であった。遊休県有地を活用したA型事業所の創設は、県内初の事例となったが、障がい者の働く場として、雇用契約により最低賃金を保障するA型事業所の充実を図ることは重要な課題である。今回の事例をひとつのモデルとして、今後も同様の取り組みを拡げていきたい。



6/4 (株)ハートフル松本FVPIにて

Q.将来にむけた就労支援の方向性について…

A.(知事)「誰にでも居場所と出番がある信州」を掲げて取り組んでいる中で、障がい者の皆様の働く場の拡大、そして希望や適性を踏まえた個別の支援は重要なテーマである。昨年からは企業に対する雇用の働きかけの強化や企業職場実習の充実に加え、障がいのある方を理解し応援する県民運動「あいサポート運動」に加え、本年度は、健康福祉部、産業労働部、農政部の3部が協働実施する「農業就労チャレンジ事業」をスタート。農業分野における障がい者の働く場の拡大のため、農業と福祉の連携モデルケースづくりに着手している。

障がいのある方が、夢や希望をもって、いきいきと働き、自立した生活を送ることができるよう、さらに関係部局の連携を強化し、取り組んでいく。

◎長野県地球温暖化対策条例について

Q.改正条例において、建物を建てる際には、建物の省エネ等を検討する「建築物環境エネルギー性能検討制度」と自然エネルギー設備の導入を検討する「自然エネルギー導入検討制度」の義務付けが新設された。当該者並びに県民への周知について…

A.(建設部長)県民の皆様へはホームページや県の広報番組等の活用により、理解と協力をお願いしてきた。今年度も様々な機会を通じて周知していく。

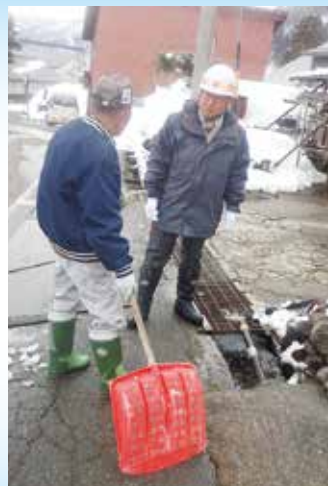
Q.「自然エネルギー検討制度」の促進に資する支援策等の取り組みや連携について…

A.(環境部長)本制度は、建築という専門的な知見が必要なことから、環境部だけでなく、林務部や建設部とともに、構築及び導入を進めてきた。条例施行の初年度となる本年度からは、本制度を建設部に移管し、建築行政と一体的に運用することとした。建築物への自然エネルギー導入については、地域の課題や要望を的確に把握し、林務部や建設部と密に連携し、促進していく。



4/28 北野天満温泉 木質チップボイラー火入れ式

活動あれこれ



2/10 藤沢区水路調査



4/1 国道403号土砂崩れにより道路欠壊



4/24 国道403号復旧工事現場、知事視察

7/29 富倉倉本区湯ノ入川を視察



6/14 北信州植樹祭(栄村トマトの国)



8/10 温井スイカ祭り